

## 第5章 方法書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要とそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解

福岡市環境影響評価条例(平成10年条例第18号)第8条の規定により、方法書について、環境の保全の見地からの意見を求めた。

同条例第8条の規定により、平成29年2月2日から公表を行った。

環境の保全の見地からの意見は2通提出され、意見の概要およびその理由と当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解を表5-1に示す。

表5-1 環境の保全の見地からの意見の概要とその理由と当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要及びその理由	事業者及び都市計画決定権者の見解
地下水 土壌	地下水と土壌は周辺地域にも影響があるため、調査、評価を行い、市民に報告して欲しい。	造成工事の実施に伴う地下水や土壌への影響については、環境影響評価を実施し、準備書段階で明らかにします。
項目の選定	開発により温暖化を促進しないために温度も測定項目に入れて欲しい。	気温については1年間、現地測定を実施しました。
測定日の 開示	口頭での説明ではわかりにくいいため、調査日を開示し、調査の見える化をして頂きたい。	調査実施前に日程表を回覧板や地区掲示板等を利用し、調査期間や内容等について情報を発信しました。